

No.	資料名	頁	質問内容	回答
1	実施要領 3 業務の概要	2	【3事業共通】 追加事業の提案可否 本施設を、障害や医療的ケアの有無にかかわらず、すべての子どもと家族が利用できる居場所として運営するため、募集対象業務に加え、小規模保育事業、放課後児童クラブ、児童発達支援・放課後等デイサービス、診療所及び日中のみの医療型短期入所の併設を提案することは可能でしょうか。今回の公募での提案対象となる範囲と、別途協議となる範囲をご教示ください。	今回は委託事業であるため、追加提案は認めません。
2	実施要領 3 業務の概要（4）	2	【3事業共通】 工事遅延時の取扱い 仕様書に定める代替場所での実施や期間変更について、改修工事が遅延した場合の対応方針と、その決定・通知時期をご教示ください。また、遅延に伴う採用済み職員の待機人件費、追加の移転費等は、費用負担の協議対象となりますか。	改修工事が遅延した場合は、代替場所としてえびなこどもセンターでの実施を想定しております。工事の遅延が判明した場合は、速やかに受託者へ連絡し、対応について協議します。 なお、代替場所で事業を実施することを想定しているため、職員の待機人件費は発生しないものと考えています。また、移転等に伴う追加費用が生じる場合は、必要に応じて協議するものとします。
3	実施要領 3 業務の概要（4）	2	【3事業共通】 改修中の既存事業 令和9年2月から令和10年3月までの準備期間及び改修工事期間中について、既存各事業の運営主体、実施場所、休止の有無、現運営者から新事業者への切替時期をご教示ください。全館休止、部分稼働、仮移転のいずれを想定していますか。	準備期間における既存事業の運営主体等は以下のとおりです。 親と子の相談室：市（委託） ちびっこ・にこにこ：市 実施場所：えびなこどもセンター えびなこどもセンターで実施しているため、事業の休止は想定していません。 現運営者から新事業者への切替時期：令和10年4月1日
4	実施要領 3（5）委託上限額	3	実施要領の委託上限額について、令和12年度が「68,000円」と記載されていますが「68,000千円」の誤記という認識でよろしいでしょうか。また、令和11年度のみ66,000千円となっている理由があればご教示ください。	「68,000円」は誤りで、正しくは「68,000千円」です。ホームページ上の実施要領を修正しました。 本事業は10年度から3か年の実施となるため、人件費等の上昇を見込んで年度ごとに増額しています。令和10年度については令和9年度中の準備・研修等に係る費用や、開設に必要な備品等の費用を含めて積算しています。
5	実施要領 3（5）委託上限額	3	年度別委託上限額 年度別の委託上限額について、令和10年度から翌年度に減額となる理由をご教示ください。初年度に限る準備・導入経費等を含む想定でしょうか。また、令和12年度の金額表記について、正しい上限額をご確認ください。	No.4 のとおりとなります。

No.	資料名	頁	質問内容	回答
6	実施要領 6 参加資格	4	同一法人が複数の案件（児童発達支援センター事業、医療的ケア児等支援事業、こども発達支援事業、生活介護事業）に応募することは可能でしょうか。また、複数案件を受託した場合、各事業の職員（管理責任者・心理士・理学療法士等の専門職）の兼務や、部屋の共用は認められますでしょうか。	【同一法人による複数案件の応募について】 可能となります。 【複数案件を受託した場合の職員の兼務について】 職員の兼務は、業務に支障がない範囲で可能です。ただし、法定事業においては、関連法令や規定により兼務が制限される場合があります。そのため、該当する事業については、必ず法令に定められた規定を遵守していただく必要があります。 【部屋の共用について】 部屋の共用は可能ですが、事業の実施に支障がない範囲で行うことが条件となります。各事業の運営において、利用者の安全やサービスの質を確保するため、共用する際には十分な配慮をお願いいたします。また、部屋等を共用する際には市との事前協議が必要となります。
7	実施要領 8 参加意向申出 提出書類②	5	「調査書（要領・様式1）別紙」に記載する類似業務等の履行実績の対象範囲について確認させてください。 応募事業者（親会社）の定款および履歴事項全部証明書上の目的に「児童発達支援事業および障害福祉サービス事業等の運営」が明記されており、グループ全体で共通の品質管理・人材育成・運営ノウハウのもと一体的に事業を展開している場合、グループ会社（子会社）が運営する類似業務（児童発達支援・相談支援事業等）の履行実績につきましても、応募事業者の実績として含めて記載して差し支えないでしょうか。 なお、含めて記載することが可能な場合、グループ会社との関係性を示す資料（資本関係が確認できる書類や組織図等）の提出が必要となるかについても併せてご教示いただけますと幸いです。	類似業務の履行実績については、応募事業者自身の実績を対象としているため、グループ会社（子会社）の実績を含めて記載することはできません。
8	実施要領 13 審査	7	複数案件に応募する場合、12月21日の審査に出席する統括責任者または運営責任者となる予定の者は、同一人物でも差し支えないでしょうか。また、各案件の審査時間が重ならないようご配慮いただくことは可能でしょうか。	同一人物でも差し支えありません。また、各案件の審査時間が重ならないよう調整します。
9	実施要領 16 その他 （1）ーウ	10	【3事業共通】準備期間の業務と費用 実施要領16（1）ウに定める準備等費用の受託者負担について、「履行開始日」は具体的にいつを指しますか。令和9年2月から令和10年3月までに求められる業務、職員配置の開始時期及び同規定の適用範囲をご教示ください。また、市から別途求められる準備業務についても、すべて受託者負担となる想定でしょうか。	履行開始日は、事業開始日である「令和10年4月1日」となります。 令和9年2月から令和10年3月までは、円滑な事業開始に向けた準備期間とし、必要な人材の確保・育成に努めていただくとともに、事業運営に係る詳細事項について市との協議を行うことを想定しています。 職員配置の開始時期は、原則として令和10年4月1日となります。なお、準備期間中の人材確保や研修等に係る費用については、令和10年度の委託料に含めて積算しています。そのため、通常想定される準備業務について、別途費用をお支払いすることは想定していません。

こども発達支援事業業務委託 質疑回答

No.	資料名	頁	質問内容	回答
10	仕様書 8 委託業務内容	3	他事業との役割分担 本事業が障害児通所支援につなぐ前段階の「見極め・つなぎ」を担うことを踏まえ、児童発達支援センターとの相談受付・継続支援・引継ぎの分担について、市が想定する運用をご教示ください。両事業を同一法人が受託する場合、それぞれの対象者・業務範囲を確保しつつ、相談の入口や支援の流れを一体的に整理する提案は可能でしょうか。	令和10年度以降の児童発達支援センターとの具体的な役割分担や連携方法については、各事業の業務範囲を踏まえ、市及び各受託者間で協議し、円滑な相談支援や引継ぎが行える体制を構築していくことを想定しています。 なお、両事業を同一法人が受託する場合においても、それぞれの事業の役割や業務範囲を明確にしたうえで、相談窓口や支援の流れを一体的に整理する提案は可能です。
11	仕様書 8 委託業務内容 (No.1・No.4)	3	乳幼児健康診査時の心理相談の実施場所・年間の実施回数・時間帯(5歳児健康診査を含む)と、心理学的意見書の年間の作成件数の実績・見込みをご教示ください。	心理相談の実施場所：えびなこどもセンター（集団健診会場） 年間の実施回数：60回（乳幼児健診回数） 時間帯：午後 心理学的意見書の年間作成件数：76件（令和7年度実績）
12	仕様書 8（2）乳幼児健康診査事後指導教室	4	乳幼児健康診査事後指導教室（ちびっこ・にこにこ・ここのね）について、現在参加している市の保健師は委託後も関わる想定でしょうか。受託者が配置すべき保健師又は看護師の人数の想定をご教示ください。	現在参加している市の保健師は、委託後は教室に直接従事することはありません。保健師又は看護師の配置人数は1名を想定しています。
13	仕様書 8 委託業務内容 (4)ーウ	5	仕様書の「本事業又はこれに類する業務に従事した経験を有する者の採用への配慮」について、対象となる現従事者の人数・職種・勤務日数と、現在の報酬水準の目安を差し支えない範囲でご教示ください。	現在、市が実施している「ちびっこ・にこにこ」の専従職員（会計年度任用職員）の勤務条件等は以下のとおりです。 職種：保育士 人数：2名 勤務日数：年間74日 勤務時間：1日4時間 報酬単価：時給1,562円
14	仕様書 8 委託業務内容 (4)ーウ	5	【3事業共通】既存職員の雇用 こども発達支援事業仕様書8（4）ウの採用への配慮について、求められる対応の範囲をご教示ください。採用の可否、配置、役職及び雇用条件の最終判断は、受託者が行えると理解してよいでしょうか。また、他の2事業についても同様の条件がありますか。	本人が継続して勤務することを希望する場合には、採用についてご配慮いただくことを想定しています。 なお、採用の可否、配置、役職及び雇用条件については、受託者の判断によるものとします。

No.	資料名	頁	質問内容	回答
15	仕様書 8 委託業務内容 (7) 本事業の利用者見込	5	業務量の数値の位置づけ 仕様書8(7)の利用者見込みの算出根拠となる直近の実績をご提示ください。可能であれば、相談種別ごとの件数、各教室の利用人数・実施グループ数及び月別の利用状況についてもご提示ください。	利用者見込みの算出根拠となる直近の実績については、ホームページこども発達支援事業業務委託に係る公募型プロポーザルについての添付資料に記載しています。「(17) 現行事業の実施状況(参考)」にてご確認ください。なお、このねは新規事業となるため、実績はありません。 ・親と子の相談室 相談種別ごとの延べ件数(令和7年度実績) 言語 435件 精神発達 189件 習癖 1件 精神・身体症状 9件 性格・行動 441件 生活習慣 68件 養育 12件 運動発達 161件 療育紹介 82件 その他 41件 ※延べ件数であり、重複が含まれる場合があります。
16	仕様書 8 委託業務内容 (7) 本事業の利用者見込	5	想定を超える需要 仕様書8(7)に基づき、利用者数の増減に対応して業務を履行することを前提として、想定を大幅に上回る需要が継続し、当初の人員体制や委託額での対応が困難となった場合、業務量・実施体制及び委託額について協議する余地はありますか。	想定を大幅に上回る利用者数の増加が継続し、当初の実施体制での対応が困難となった場合には、業務量や実施体制について協議することは可能です。
17	仕様書 9 送迎に係る業務の取扱い	6	親子分離で利用する児童の送迎について、手配の形式が決まる時期と、受託者が配置する添乗員の人数の想定(車両1台につき1名等)をご教示ください。	送迎の手配方法については、令和9年度中に決定する予定です。 また、複数の園を巡回することも想定しており、児童の引き渡しや車内での待機等を考慮し、添乗員は車両1台につき原則2名の配置を想定しています。